

【 農林水産部 】

件 名	林地開発行為の手続きに関する条例の問題点について
<p>申立概要 【受理 27.8.5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都府林地開発行為の手続きに関する条例（以下「手続条例」という。）について、事業計画の内容変更があった場合、林地開発予定者は知事あてに変更の届出が必要であるが、生活環境の保全に関する協定を結んでいる自治会に対しては、何ら報告義務が課されていない。</li> <li>○ 平成26年6月に公告された大山崎町と長岡京市にまたがる約3haの林地開発計画では、計画が変更されたことにより新たに発生する問題点に関して自治会は把握しないまま、変更された開発計画に基づき許可審査が進められようとしており、何らかの改善が必要と思われるので調査願いたい。</li> </ul>
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手続条例は、生活環境の保全を図ることを目的に、開発予定者と地域住民等の間で円滑に合意が形成されるための手続き等を定めており、開発予定者は地元自治会との間で生活環境に関する協定を締結するよう求められている。</li> <li>○ 申立てのあった開発計画については、協定締結の対象となる地元自治会が2つ存在し、A自治会との協議結果によって、既に協定締結を行っていたB自治会との協定内容に差異を生じることになったにも関わらず、開発予定者は、B自治会に変更内容を説明、了承を得ることなく、府京都林務事務所に林地開発行為許可申請を行った。その後、林務事務所が審査を進める中で、B自治会が変更内容を了承しているか再確認する必要が認められたため、開発予定者から変更内容を改めてB自治会へ説明させるとともに、林務事務所がB自治会に確認の上、審査を行い林地開発許可処分が行われたもの。</li> <li>○ 本件のように複数自治会と協定締結を行う場合、合意形成過程にあることから事業計画の変更には該当しないものの、協定の内容の差異については、開発予定者から地元自治会に説明、了承を得ることについて、開発予定者への徹底が十分でなかった。府では、これまでから、開発予定者に対し「手続条例の手引」を配布して指導しているが、本件のように関係自治会が複数あった場合の留意点については手引に記載がなかったため、今回の申立てを受けて、今後、手引を改訂し、開発予定者に手続条例第9条の協定締結の趣旨を徹底していくこととしている。</li> </ul>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 27.11.9】</p>	<p>所管部局(農林水産部)に対し、手引の改訂を速やかに行い、手続条例の目的である地域住民と開発者予定者の合意形成が円滑に行われるよう要望。</p>
<p>対応状況</p>	<p>地域団体が2以上ある場合は、協定の前提条件や生活環境に影響が生じるおそれに関する事項について相違がないよう、地域団体と十分に調整を行うことを手引中に明記し、平成28年2月19日付けで振興局及び林務事務所あて文書通知。</p>

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載